

（けん引自動車及びけん引自動車被けん引自動車の制動装置）

第十条 平成十五年十二月三十一日以前に製作された自動車については、保安基準第十三条の規定並びに細目告示第十六条、第九十四条及び第百七十二条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一 けん引自動車及びけん引自動車被けん引自動車の制動装置は、けん引自動車とけん引自動車被けん引自動車を連結した状態において、前条第一項第一号ロ及びチの基準並びに次の基準に適合しなければならない。

イ 前条第一項第一号又は第二号の自動車にけん引される場合にあっては、同項第一号ヲの基準

ロ 前条第一項第四号の自動車にけん引される場合にあっては、同号チの基準

二 前条第一項第六号ロ及びハに掲げるけん引自動車被けん引自動車にあっては、連結した状態において、けん引するけん引自動車の主制動装置のみで同項第一号ロ及び第四号ハの基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。

三 けん引自動車及びけん引自動車被けん引自動車の制動装置（けん引自動車被けん引自動車の制動装置であって当該けん引自動車被けん引自動車をけん引するけん引自動車と接近することにより作用する構造であるもの（以下「慣性制動装置」という。）を除く。）は、走行中けん引自動車とけん引自動車被けん引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。ただし、車両総重量が一・五トン以下の一軸を有するけん引自動車被けん引自動車（セミトレーラを除く。）で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、けん引自動車とけん引自動車被けん引自動車との連結状態を保つことができるものにあっては、この限りでない。

四 けん引自動車（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下のけん引自動車を除く。）及びけん引自動車被けん引自動車（慣性制動装置を備えるけん引自動車被けん引自動車を除く。）の主制動装置は、けん引自動車とけん引自動車被けん引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。

イ 前条第一項第一号又は第二号の自動車にけん引される場合にあっては、同項第一号ルの基準

ロ 前条第一項第三号の自動車にけん引される場合にあっては、同号への基準

ハ 前条第一項第四号の自動車にけん引される場合にあっては、同号ニ及びトの基準

五 けん引自動車及びけん引自動車被けん引自動車の主制動装置（慣性制動装置を除く。）は、けん引自動車とけん引自動車被けん引自動車を連結した状態において、けん引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちにけん引自動車被けん引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。

六 車両総重量が七トンを超えるけん引自動車及びけん引自動車被けん引自動車（車両総重量十トン以下のけん引自動車被けん引自動車及び最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車又は最高速度二十五キロメートル毎時以下のけん引自動車によりけん引されるけん引自動車被けん引自動車を除く。）の主制動装置は、けん引自動車とけん引自動車被けん引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。

イ 前条第一項第一号の自動車にけん引される場合にあっては、同号ワ及びカの基準

ロ 前条第一項第四号の自動車にけん引される場合にあっては、同号リの基準

七 前条第一項第二号の自動車にけん引される車両総重量七百五十キログラム以下のけん引自動車被けん引自動車にあっては、連結した状態において、けん引するけん引自動車の主制動装置のみ

で同項第一号ロの基準及び第二号ロ(1)の基準(この場合において、ロの規定中「0.0060 V 12」とあるのは「0.0071 V 12」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一 昭和三十八年九月三十日以前に製作された自動車	第三号
二 昭和四十三年七月三十一日以前に製作された自動車	第四号
三 昭和四十八年十一月三十日以前に製作された自動車 (貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が八トン以上又は最大積載量が五トン以上のもの及び乗車定員三十人以上の普通自動車を除く。)	第四号
四 昭和五十年三月三十一日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車	第五号
五 昭和五十年十一月三十日以前に製作された自動車	第四号（前条第一項第四号トの基準に係る部分に限る。）
六 平成三年九月三十日（専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が十二トンを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のもの）にあつては、平成四年三月三十一日）以前に製作された自動車	第六号
七 次に掲げる被牽引自動車以外の被牽引自動車であつて、平成七年八月三十一日以前に製作されたもの イ 火薬類（保安基準第五十一条第二項各号に掲げる数量以下のものを除く。）を運送する被牽引自動車 ロ 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号。）別表第三に掲げる指定数量以上の危険物を運送する被牽引自動車 ハ 保安基準別表第一に掲げる数量以上の可燃物を運送する被牽引自動車 ニ 百五十キログラム以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する被牽引自動車 ホ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三第一項に規定する放射性輸送物（L型	第六号

輸送物を除く。)を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第十八条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第八条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第十九条の規定により運送する場合に使用する被牽引自動車	
八 牽引自動車と前条第二項第十号及び第十一号に掲げる被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車であって次に掲げる自動車であるもの（三輪自動車を除く。）と被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車	第三号ただし書
イ 前条第一項第一号の自動車（軽自動車及び車両総重量が三・五トンを超える自動車を除く。）であって平成十一年六月三十日以前に製作されたもの（平成九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）	
ロ 前条第一項第一号の自動車（軽自動車及び車両総重量が三・五トンを超える自動車に限る。）であって平成十二年六月三十日以前に製作されたもの（平成十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）	
ハ 前条第一項第二号の自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものを除く。）であって平成七年十二月三十一日（輸入された自動車にあっては平成十一年三月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成六年四月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）	
ニ 前条第一項第二号の自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限る。）であって平成十一年六月三十日（輸入された自動車にあっては平成	

十四年九月三十日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）	
ホ 前条第一項第二号の自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限る。）であって平成十二年六月三十日以前に製作されたもの（平成十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）	
九 牽引自動車であって次に掲げる自動車であるものと被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車	
イ 前号イからホまでに掲げる自動車（三輪自動車に限る。）	
ロ 前条第一項第三号の自動車であって平成十一年六月三十日以前に製作されたもの（平成九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）	第三号ただし書及び第四号

3 次の表の第一欄に掲げる自動車については、第一項の規定のうち同表第二欄に掲げる規定は、同表第三欄に掲げる字句を同表第四欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自動車	条項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和三十五年三月三十一日以前に製作された自動車	第二号	前条第一項第六号ロ及びハに掲げる被牽引自動車	車両総重量二トン未満の被牽引自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時未満の牽引自動車により牽引される被牽引自動車
二 昭和三十五年五月三十一日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車とを連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車	第一号	チの基準並びに次の	第四号ハの

三 牽引自動車と昭和三十 五年四月一日から昭 和四十六年十二月三十一 日までに製作された 被牽引自動車とを連結 した場合における牽引 自動車及び被牽引自動 車	第二号	前条第一項第六号ロ 及びハに掲げる被牽 引自動車	車両総重量二トン 未満の被牽引自動 車及び最高速度二 十キロメートル毎 時未満の牽引自動 車により牽引され る被牽引自動車
	第三号	被牽引自動車の制動 装置であつて当該被 牽引自動車を牽引す る牽引自動車と接近 することにより作用 する構造であるもの （以下「慣性制動装 置」という。）	車両総重量二トン 未満の被牽引自動 車及び最高速度二 十キロメートル毎 時未満の牽引自動 車により牽引され る被牽引自動車の 制動装置
四 昭和四十八年十一月 三十日以前に製作され た牽引自動車と被牽引 自動車とを連結した場 合又は牽引自動車と同 日以前に製作された被 牽引自動車とを連結し た場合における牽引自 動車及び被牽引自動車	第一号	適合しなければなら ない。	適合しなければなら ない。この場合 において、前条第 一項第四号ハの基 準中「九百ニュー トン」とあるのは 「千二百ニュー トン」とする。
	第二号	省略することができ る。	省略することがで きる。この場合 において、同項第 四号ハの基準中「九 百ニュートン」と あるのは「千二百 ニュートン」とす る。
五 昭和四十五年六月一 日から昭和五十年三月 三十一日までに製作さ れた牽引自動車と被牽 引自動車とを連結した 場合又は牽引自動車と 当該期間に製作された 被牽引自動車とを連結	第一号	及びチの基準並びに 次の	並びに第四号ハ及 びチの

した場合における牽引自動車及び被牽引自動車 六 牽引自動車と前条第三項第六号イ及びロに掲げる被牽引自動車であつて昭和五十年四月一日以降に製作されたもの（昭和五十年四月一日以降に製作された自動車に限る。）又は牽引自動車であつて次に掲げる自動車であるもの（昭和五十年四月一日以降に製作された自動車に限る。） イ 前条第一項第一号の自動車（軽自動車及び車両総重量が三・五トンを超える自動車を除く。）であつて平成十一年六月三十日以前に製作されたもの（平成九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。） ロ 前条第一項第一号の自動車（軽自動車及び車両総重量が三・五トンを超える自動車に限る。）であつて平成十二年六月三十日以前に製作されたもの（平成十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。） ハ 前条第一項第二号の自動車（原動機の相当	第一号	の基準並びに次の	並びに第四号ハ及びチの
--	------------	-----------------	--------------------

部分が運転者室又は客室の下にある自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものを除く。）であって平成七年十二月三十一日（輸入された自動車にあつては平成十一年三月三十一日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成六年四月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。） ニ 前条第一項第二号の自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びにすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限る。）であって平成十一年六月三十日（輸入された自動車にあつては平成十四年九月三十日）以前に製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であって平成九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。） ホ 前条第一項第二号の自動車（原動機の相当			
--	--	--	--

部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及びすべての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限る。）であって平成十二年六月三十日以前に製作されたもの（平成十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車を除く。）			
へ 前条第一項第三号の自動車であって平成十一年六月三十日以前に製作されたもの（平成九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車を除く。）			
七 ^{けん}牽引自動車と前条第三項第六号イ及びロに掲げる被^{けん}牽引自動車であって昭和四十七年一月一日以降に製作されたものとを連結した場合又は^{けん}牽引自動車であって前号イからへまでに掲げる自動車であるもの（昭和四十七年一月一日以降に製作された自動車に限る。）と被^{けん}牽引自動車とを連結した場合における^{けん}牽引自動車及び被^{けん}牽引自動車	第二号	前条第一項第六号ロ	車両総重量七百五十キログラム以下の被^{けん}牽引自動車（車両総重量が当該被^{けん}牽引自動車を^{けん}牽引する^{けん}牽引自動車の車両重量に五十五キログラムを加えた値の二分の一を超えるものを除く。）並びに前条第一項第六号ロ
	第三号	^{けん}被牽引自動車の制動装置であって、当該被^{けん}牽引自動車を^{けん}牽引する^{けん}牽引自動車と接近することにより作用する構造であるも	車両総重量七百五十キログラム以下の被^{けん}牽引自動車並びに前条第一項第六号ロ及びハに掲げる被^{けん}牽引自動車

八 けん 牽引自動車と前条第三項第六号イ及びロまでに掲げる被けん けん 牽引自動車とを連結した場合又はけん 牽引自動車であって第六号イからへまでに掲げる自動車であるものと被けん けん 牽引自動車とを連結した場合におけるけん 牽引自動車及び被けん けん 牽引自動車	第四号 第五号 第六号	の（以下「慣性制動装置」という。）慣性制動装置を備える自動車 次の慣性制動装置 車両総重量が七トンを超えるけん けん 牽引自動車 二十五キロメートル毎時以下	の制動装置 車両総重量七百五十キログラム以下の被けん けん 牽引自動車並びに前条第一項第六号ロ及びハに掲げる被けん けん 牽引自動車同項第四号ニ及びトの車両総重量七百五十キログラム以下の被けん けん 牽引自動車並びに前条第一項第六号ロ及びハに掲げる被けん けん 牽引自動車の主制動装置 専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が十二トンを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）及び車両総重量がけん けん 七トンを超えるけん けん 牽引自動車 二十キロメートル毎時未満
九 平成十五年十二月三十一日以前に製作された自動車	第四号及び第六号	二十キロメートル毎時以下	二十キロメートル毎時未満